告示

○総務省告示第四十号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十七条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十五年二月十二日

総務大臣　新藤　義孝

一　健全化法第二十七条第一項の規定による報告の概要

北海道洞爺湖町　財政健全化計画完了報告（要旨）

1　財政健全化計画の平成23年度実施状況

⑴　具体的な措置の実施状況

・平成22年度に実施した特別職給与の独自削減の拡大（18.2%から30.4%）と、一般職給与の独自削減の拡大（9.2%から14.6%）を引き続き実施した。

・保育料の負担水準を国の保育料基準の70%から75%に改正するなど受益者負担の適正化を平成22年度より引き続き実施した。(当初計画どおり)

・普通建設事業の抑制にあわせ、補助金等を活用し、一般財源による支出を抑制した。

・後年度の財政負担の軽減を図るため、平成21年度、平成22年度に加え、更に繰上償還を実施した。

⑵　歳入及び歳出に関する計画の実施状況

・財政健全化計画における平成23年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
給与の独自削減の拡大	85	90
町税等の歳入確保と負担の適正化	7	8
普通建設事業の抑制	10	49
繰上償還の実施	0	104

⑶　健全化判断比率の状況

（単位：%）

内容	計画前年度（20年度）	計画初年度（21年度）		22年度		完了年度（23年度）		最終年度（24年度）
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
実質公債費比率	29.8	28.5	28.3	27.3	25.5	25.2	22.0	23.9
将来負担比率	240.3	212.1	198.4	221.7	155.8	212.5	145.2	204.1

⑷　その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

・保育所の統合の検討及び町立洞爺高校のあり方についての検討を実施。

2　今後の財政の運営の方針

⑴　健全財政の確保に関する事項

・健全な財政運営を行うため、引き続き行財政改革の推進と持続可能な財政構造の構築に努め、「洞爺湖町中期財政計画（計画期間平成24～28年度）」に沿って町づくりの推進に努める。

①　経費の効率的使用に関する事項

・人件費の抑制に努める。

・普通建設事業の抑制に努める。

・内部管理経費等の縮減に努める。

・補助金等の整理合理化を図る。